

令和2年

11月号

# 事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市市川真間 5-7-4

mei\_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



公園に咲く元気なルドベキア

## 令和2年11月の税務と提出期限

- ① 11月10日・・・2020年10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 11月30日・・・2020年9月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 法人税・消費税・源泉所得税の納付期限の延長手続き・・・新型コロナウイルス感染症の影響により、法人が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、期限の延長が認められます。

## 今月の気になった記事

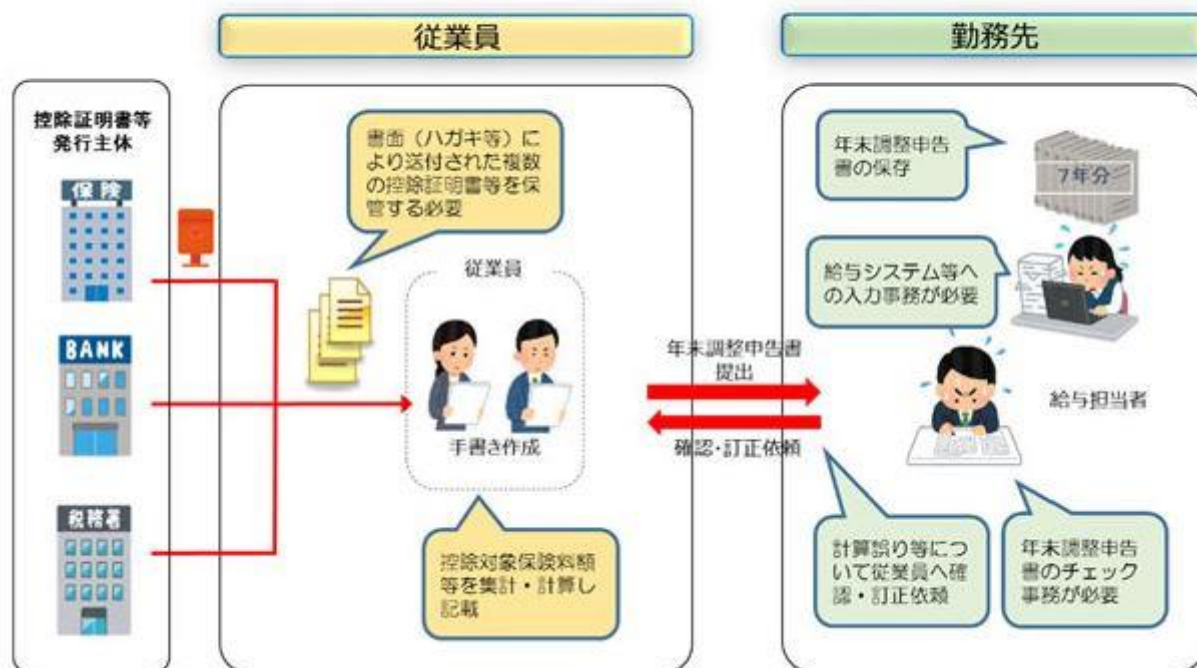
- ① **国税庁の年末調整ソフト**・・・サラリーマンの年末調整手続きが2020年からインターネットを利用できるようになるのに合わせて、国税庁は、年末調整の書類を作成するための「年調ソフト」の提供を始める。
- ② **自治体もIT人材不足**・・・自治体が不足しているデジタル人材の獲得に乗り出している。東京都は新卒向けの採用職種に、「ICT」（情報通信技術）を新設した。海外と比較しても、東京都は、約100人。同程度の職員数のシンガポールでは2600人とIT人材の少なさが目立つ。
- ③ **行政デジタル化へ始動（書面・対面撤廃への工程表）**・・・政府は、行政手続き等をデジタル化できるものは撤廃する方針へ 内容は、1) 押印廃止 2) 書面・対面の撤廃（旅館・不動産業）3) 常駐・専任義務の廃止（産業医や薬剤師の常駐）4) 税・保険料支払いの電子決済（税金や社会保険料のキャッシュレス化）

# 年末調整の電子化スタート！

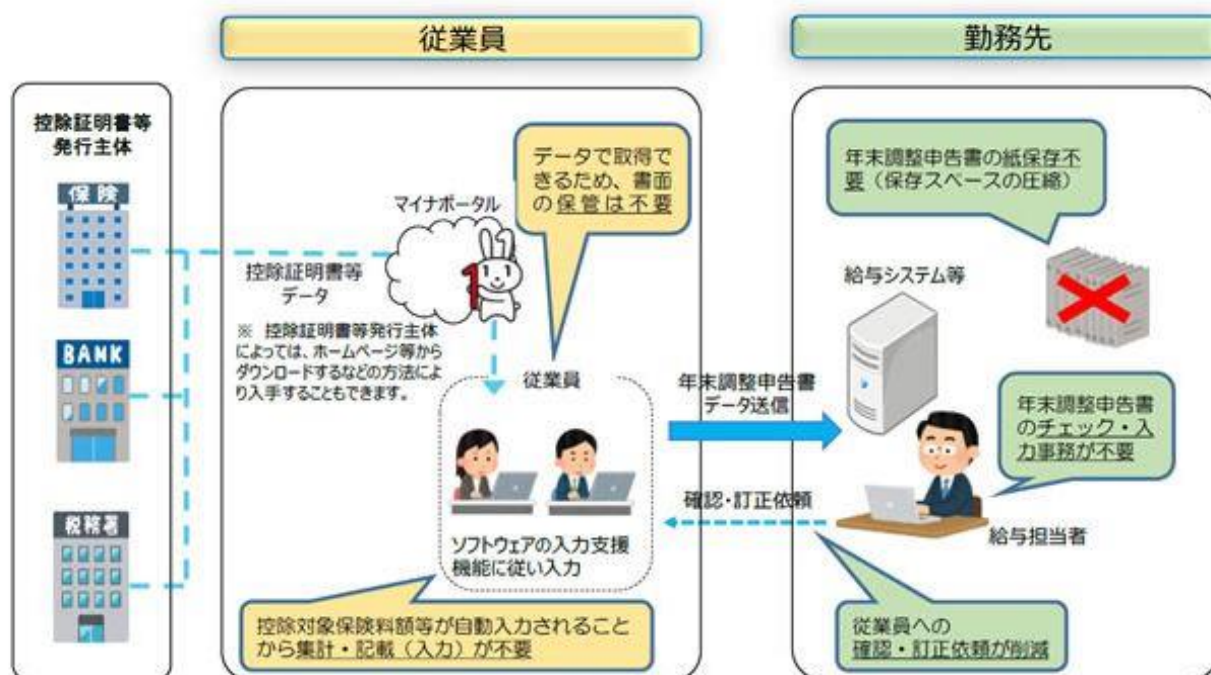
## I 年末調整の電子化の概要

令和2年10月以降、年末調整手続きの電子化によりバックオフィス業務が簡便化されます。義務ではなく任意で、会社側のメリットは多いようですが、従業員側にとっては、ハードルの高い面も。

これまで（電子化前）



令和2年10月以後（電子化後）



## コロナで転職・退職した時 → 保険と税金の？

コロナ禍で、やむなく退職せざるを得なくなった時、会社に返却し受け取る事務書類を確認してみよう。

### 1. 会社から受け取る書類

離職票	失業保険をもらうために必要。退職から10日程度で会社から送られてくる。転職先が決まっている場合は必要ない。
雇用保険 被保険者証	雇用保険に加入していることを証明する書類 退職の際に受け取り、転職先に提出して雇用保険を引き継ぐ (会社でなく、本人保管している場合もあるのでご注意ください)
源泉徴収票	会社から支払われた給与の総額と会社が納税し給与から差し引かれた所得税額が記載された書類。転職先に提出するので忘れずに受け取る。 会社は、退職日から1ヶ月以内に交付することと決められている。 年末まで、就職しなかった場合には、自分で確定申告をする必要があります。
年金手帳	公的年金の加入者であることを証明する手帳。転職先が決まらない場合には、国民年金の手続きを必ずしましょう。

### 2. 会社に返却するもの

健康保険被保険者証	身分証明書	社員証、制服、名刺等の支給品
-----------	-------	----------------

### 3. 新しい会社に提出するもの

扶養控除等申告書	源泉徴収票	健康保険被扶養者異動届
雇用保険被保険者証	年金手帳	マイナンバー

## 税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

### 1. 飲食業者の倒産（上半期で過去最高）

今年4月～9月に倒産した飲食店事業者は392件で、年度上半期としては過去最多だった。  
内訳は、酒場・ビヤホール98件、その他 中華料理店・西洋料理店等。

### 2. 年末調整（生命保険8社と住宅金融機構）控除証明書を電子交付

生命保険控除証明書は、年末調整の時に生保会社から郵送されて来たが、今年からは、電子交付となりマイナポータルに保存し、紙の証明書の保管・紛失時の再発行手続きが不要となる。

生命保険各社と住宅金融機構が始めたサービスは、国税庁が推し進める「マイナポータルを活用した年末調整・所得税確定申告の簡便化）を受けスタートした。

### 3. 年末調整（障害者控除・認知症高齢者は障害者手帳がなくても控除可能）

高齢の障害者が家族にいる人は、この時期に必ず「障害者控除」の認定を確認してください。

年末調整で、障害の程度により、27万円～75万円が控除されます。原則では、障害者手帳の所有の有無で判断されますが、手帳をもっていない場合でも、65歳以上でその障害の程度が「障害者手帳を持っている知的障害者や身体障害者に準ずる」と市町村長や特別区の区長から認定を受ければ対象となります。